

JIS

家庭用室内ブラインドに附属するコードの 要求事項－子どもの安全性

JIS A 4811 : 2017

平成 29 年 12 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
(委員)	浅 見 剛 尚	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	阿 部 哲 也	一般財団法人製品安全協会
	金 丸 淳 子	公益財団法人共用品推進機構
	鷺 坂 和 美	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	佐々木 定 雄	一般社団法人日本ガス石油機器工業会
	島 谷 克 史	公益社団法人消費者関連専門家会議
	寺 山 博 子	イオン株式会社
	中 里 憲 司	一般社団法人繊維評価技術協議会
	中野子 礼 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	平 井 郁 子	大妻女子大学
	平 野 祐 子	主婦連合会
	町 田 隆	一般財団法人家電製品協会
	山 口 公 樹	一般社団法人日本オフィス家具協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 29.12.20

官 報 公 示：平成 29.12.20

原案作成協力者：日本ブラインド工業会

(〒108-8334 東京都港区三田 3-1-12 TEL 03-5484-6111)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 大瀧 雅寛)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 安全性	9
4.1 要求事項	9
4.2 要求事項への適合判定	10
5 安全性試験方法	11
5.1 試験環境	11
5.2 寸法測定	11
5.3 解除ジョイントの解除力試験	11
5.4 ループ形成試験及びループ解放試験	12
5.5 独立した複数本のコードの絡まり試験	13
6 検査方法	14
7 表示	15
8 取扱説明書	15
附属書 A (参考) カーテンタッセルに添付する取扱説明書の記載例—子どもの安全性	16
附属書 B (参考) ロールアップスクリーンに添付する取扱説明書の記載例—子どもの安全性	17
附属書 C (参考) 安全器具テンションデバイス	19
附属書 D (参考) 表示及び取扱説明書の禁止事項及び注意事項の例	21
解 説	23

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

家庭用室内ブラインドに附属するコードの 要求事項—子どもの安全性

Specifications of cords of indoor blinds for household use— Safety for children

序文

この規格は、家庭用室内ブラインドに附属するコードの子どもの安全性について、我が国の生産及び使用実態を踏まえて作成した日本工業規格である。

この規格の目的は、家庭用室内ブラインドに附属するコードが子どもの首に偶発的に引っ掛かるリスクを最小限に抑えることにある。

カーテンタッセルは、この規格の適用範囲に含まないが、偶発的に子どもの首に絡まるリスクが報告されていることから、子どもの安全性に関する取扱説明書への記載事項を、参考として**附属書 A**に示す。

なお、対応国際規格は現時点で制定されていない。

1 適用範囲

この規格は、主として家庭で用いるブラインド、スクリーン（ただし、ロールアップスクリーンは除く。）及びシェード（以下、室内ブラインドという。）に附属するコードの子どもの安全性に関する要求事項について規定する。

この規格は、次の室内ブラインドに附属する操作コード、昇降コード、補助コード、回転コード及びボトムコード（以下、コードと総称する。）に適用できる。

- ベネシャンブラインド
- ロールスクリーン
- パーチカルブラインド
- プリーツスクリーン
- ハニカムスクリーン
- ローマンシェード
- パネルスクリーン

注記 ロールアップスクリーンに附属するコードの子どもの安全性については、取扱説明書への記載事項を、参考として**附属書 B**に示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 7512 鋼製巻尺